

令和 2 年

司法統計年報概要版

1 民事・行政編

ANNUAL REPORT OF JUDICIAL STATISTICS

OVERVIEW VERSION

FOR

2020

VOLUME 1 CIVIL CASES

令和 3 年 8 月

AUGUST, 2021

最高裁判所事務総局
GENERAL SECRETARIAT, SUPREME COURT

本概要版は、令和2年中に全国の裁判所が取り扱った事件の裁判統計報告を集計整理し、収録した司法統計年報のうち、1民事・行政編の概要を記したものである。

第1 民事・行政事件の全事件

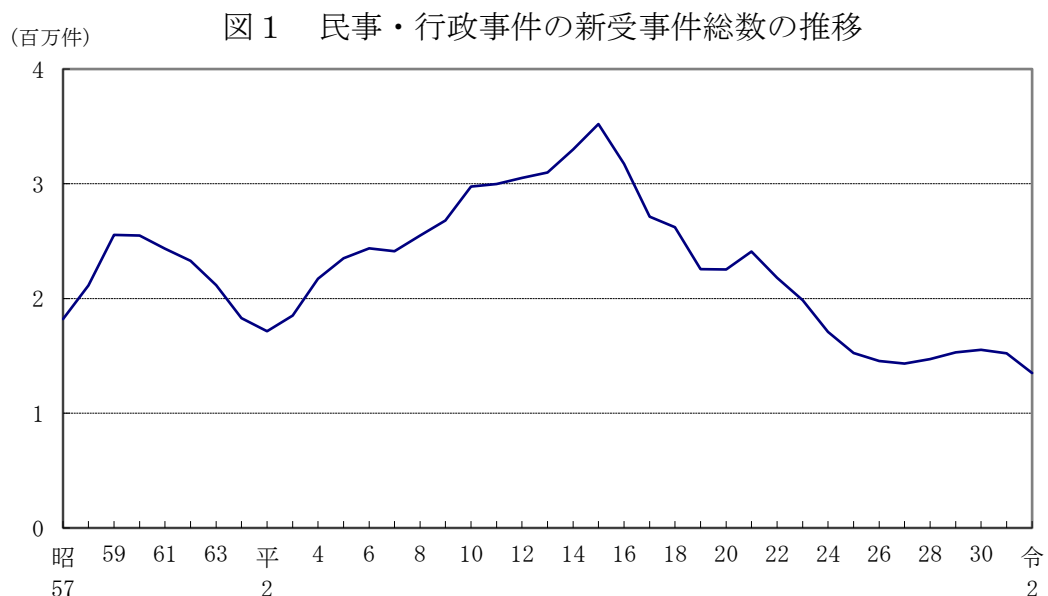
令和2年の全裁判所における民事・行政事件の新受事件総数は135万0254件であり、令和元年と比較すると11.4%の減少を示している（表1）。

なお、昭和57年以降の新受事件総数の推移は図1のとおりである。

表1 民事・行政事件の新受事件総数の構成比及び前年比

事 件 の 種 類	令和元年	構成比 (%)	令和2年	構成比 (%)	前年比 (%)
総 数	1 523 334	100.0	1 350 254	100.0	88.6
うち					
訴 訟 事 件	534 084	35.1	491 440	36.4	92.0
調 停 事 件	32 919	2.2	30 723	2.3	93.3
民 事 執 行 事 件	223 246	14.7	215 868	16.0	96.7
破 産 事 件	80 202	5.3	78 104	5.8	97.4
督 促 事 件	304 355	20.0	235 362	17.4	77.3
保 全 命 令 事 件	14 554	1.0	13 592	1.0	93.4
過 料 事 件	107 009	7.0	98 109	7.3	91.7
雑 事 件	181 153	11.9	144 528	10.7	79.8

注) 数値は四捨五入していることがあるため、割合の合計が100%とならない場合がある（以下の図表の数値についても全て同様である。）。



第2 民事第一審通常訴訟事件

1 新受・既済・未済事件数

(1) 簡易裁判所

令和2年の簡易裁判所における新受事件数は30万9362件であり、令和元年と

比較すると10.1%の減少を示している（表2，図2）。

なお，昭和57年以降の新受事件数の推移は，図4のとおりである。

表2 簡裁の民事第一審通常訴訟事件数の最近5年間の推移

年次	新受 (指数)	既済	未済
平成28	326 170	326 621	70 888
29	336 384	337 142	70 130
30	341 349	339 102	72 377
令和元	344 101	337 797	78 681
2	309 362	295 365	92 678

注) 事件の範囲は民事第一審通常訴訟事件(ハ)である。

図2 簡裁の民事第一審通常訴訟事件の新受・既済・未済事件数の推移

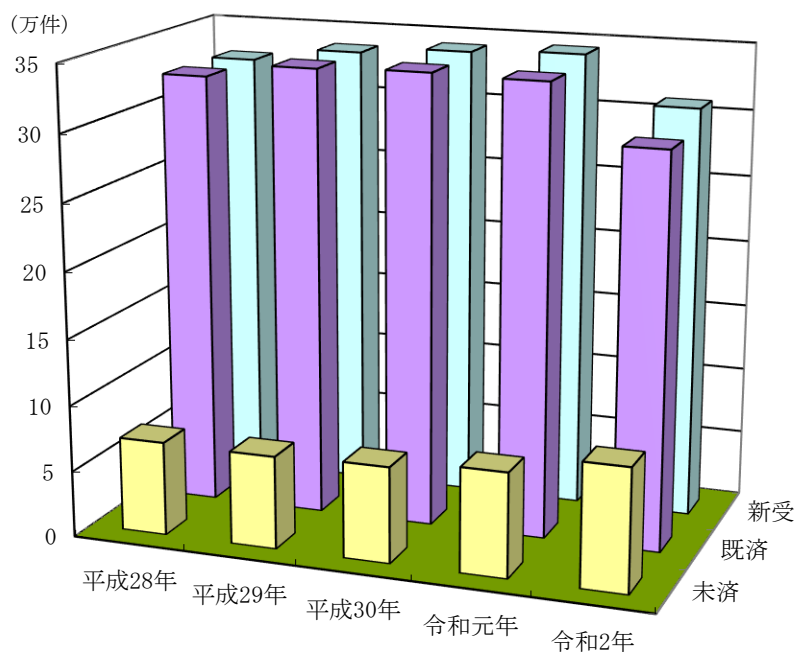
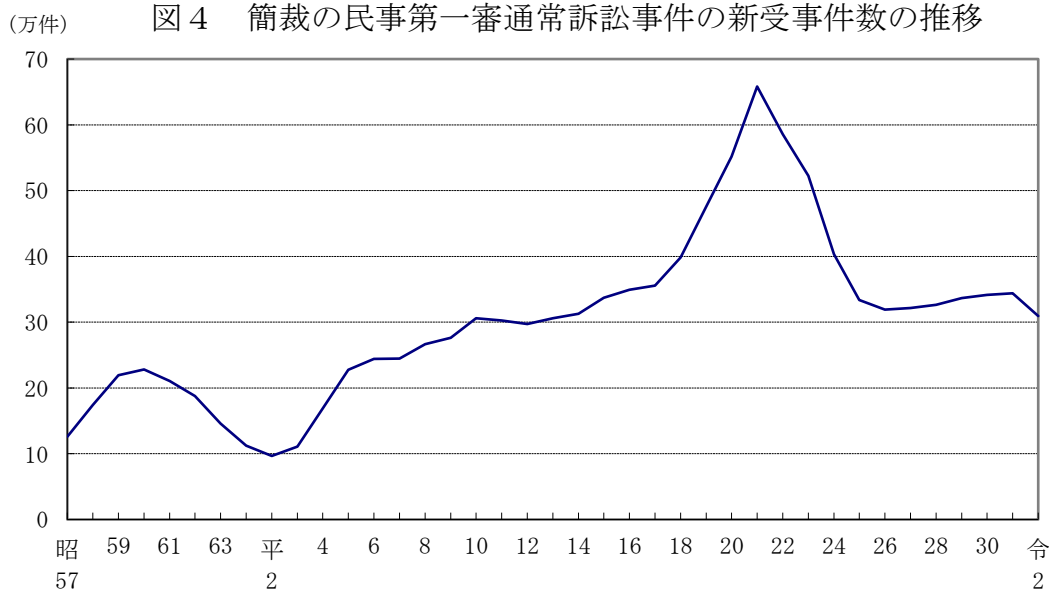


図4 簡裁の民事第一審通常訴訟事件の新受事件数の推移



(2) 地方裁判所

令和2年の地方裁判所における新受事件数は13万3427件であり、令和元年と比較すると1.1%の減少を示している（表3、図3）。

なお、昭和57年以降の新受事件数の推移は、図5のとおりである。

表3 地裁の民事第一審通常訴訟事件数の最近5年間の推移

年次	新受	(指数)	既済	未済
平成28	148 307	100	148 023	100 226
29	146 680	103	145 984	100 922
30	138 444	102	138 682	100 684
令和元	134 935	96	131 557	104 062
2	133 427	94	122 749	114 740

注) 事件の範囲は民事第一審通常訴訟事件(7)である。

図3 地裁の民事第一審通常訴訟事件の新受・既済・未済事件数の推移

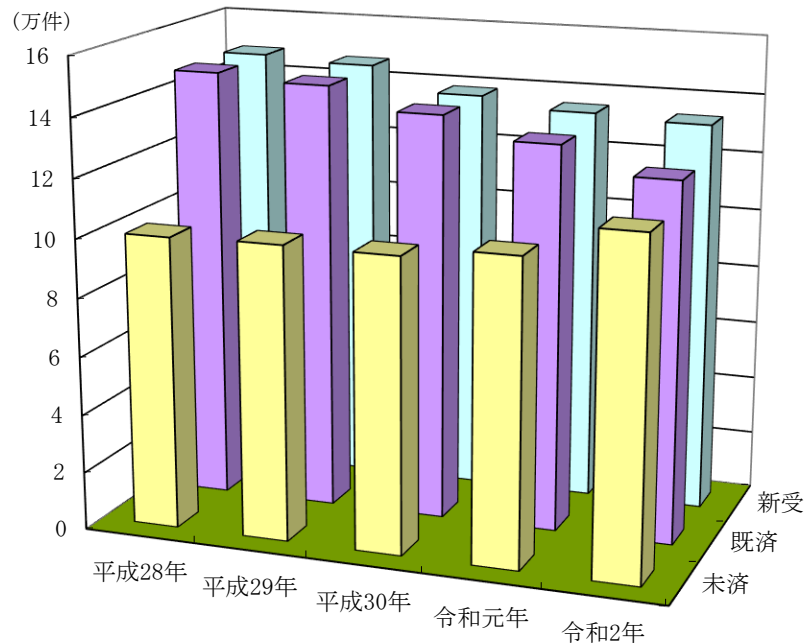
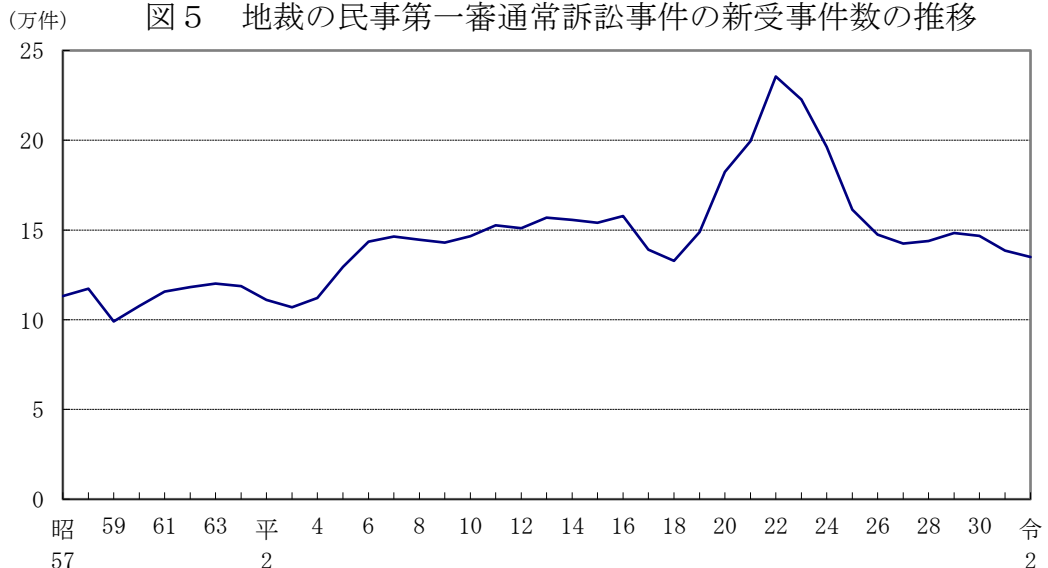


図5 地裁の民事第一審通常訴訟事件の新受事件数の推移



2 平均審理期間

民事第一審通常訴訟事件の既済事件の平均審理期間について、最近5年間の推移は、表4のとおりである。

表4 民事第一審通常訴訟事件の既済事件の平均審理期間

年次	簡 裁		地 裁	
	全事件	対席判決	全事件	対席判決
平成 28	2.9 月	4.2 月	8.6 月	12.9 月
29	2.8	4.3	8.7	12.9
30	2.7	4.3	9.0	13.2
令和 元	2.8	4.4	9.5	13.3
2	3.7	5.5	9.9	13.9

注1) 簡裁通常訴訟事件は、少額訴訟から通常移行したものを含んでいる。

注2) 地裁通常訴訟事件は、行政第一審として既済となったものを含まない。

3 終局区分

令和2年における民事第一審通常訴訟事件の既済事件の終局区分別件数及び構成比は、表5及び表6のとおりである。

表5 簡裁の民事第一審通常訴訟事件の終局区分

終 局 区 分	令和元年	構成比(%)	令和2年	構成比(%)
総 数	339 905	100.0	297 142	100.0
判 決	140 616	41.4	121 012	40.7
うち対席	43 636	12.8	36 816	12.4
うち欠席	96 963	28.5	84 170	28.3
決 定	50 311	14.8	42 324	14.2
和 解	35 121	10.3	27 749	9.3
取 下 げ	112 032	33.0	104 377	35.1

注) 少額訴訟から通常移行したものを含んでいる。

表6 地裁の民事第一審通常訴訟事件の終局区分

終 局 区 分	令和元年	構成比(%)	令和2年	構成比(%)
総 数	131 557	100.0	122 749	100.0
判 決	57 549	43.7	53 084	43.2
うち対席	32 730	24.9	28 747	23.4
うち欠席	24 779	18.8	24 306	19.8
決 定	1 111	0.8	1 102	0.9
和 解	50 623	38.5	43 364	35.3
取 下 げ	19 410	14.8	22 372	18.2

注) 行政第一審として既済となったものを含まない。

第 3 少額訴訟事件

1 新受・既済・未済事件数

令和 2 年の少額訴訟事件の新受事件数は7944件であり，令和元年と比較すると 7%の減少を示している（表 7）。

表 7 少額訴訟事件数の最近 5 年間の推移

年 次	新 受	(指数)	既 済	未 済
平 成 28	11 030	100	11 116	2 257
29	10 041	91	10 164	2 134
30	9 310	84	9 312	2 132
令 和 元	8 542	77	8 668	2 006
2	7 944	72	7 692	2 258

2 平均審理期間

少額訴訟事件の既済事件の平均審理期間について，最近 5 年間の推移は，表 8 のとおりである。

表 8 少額訴訟事件の既済事件の平均審理期間

年 次	全事件	対席判決
平 成 28	1.8 月	2.0 月
29	1.9	1.9
30	1.9	2.1
令 和 元	2.1	2.2
2	2.8	2.9

注) 少額訴訟から通常移行したものを含まない。

3 終局区分

令和2年における少額訴訟事件の既済事件の終局区分別件数及び構成比は、表9のとおりである。

表9 少額訴訟事件の終局区分

終局区分	令和元年	構成比(%)	令和2年	構成比(%)
総数	6 560	100.0	5 915	100.0
判決	2 918	44.5	2 622	44.3
うち対席	978	14.9	939	15.9
うち欠席	1 940	29.6	1 680	28.4
決定	382	5.8	313	5.3
和解	1 499	22.9	1 251	21.1
取下げ	1 677	25.6	1 639	27.7

注) 少額訴訟から通常移行したものを含まない。

第4 民事執行事件

令和2年の民事執行事件の新受事件数は21万5868件であり、令和元年と比較すると3.3%の減少を示している(表10、図6)。

民事執行事件のうち、不動産等執行事件(ヌ号事件及びケ号事件)の令和2年の新受事件数は1万7705件であり、令和元年と比較すると16.8%の減少を示している(表11)。

表10 民事執行事件数の最近5年間の推移

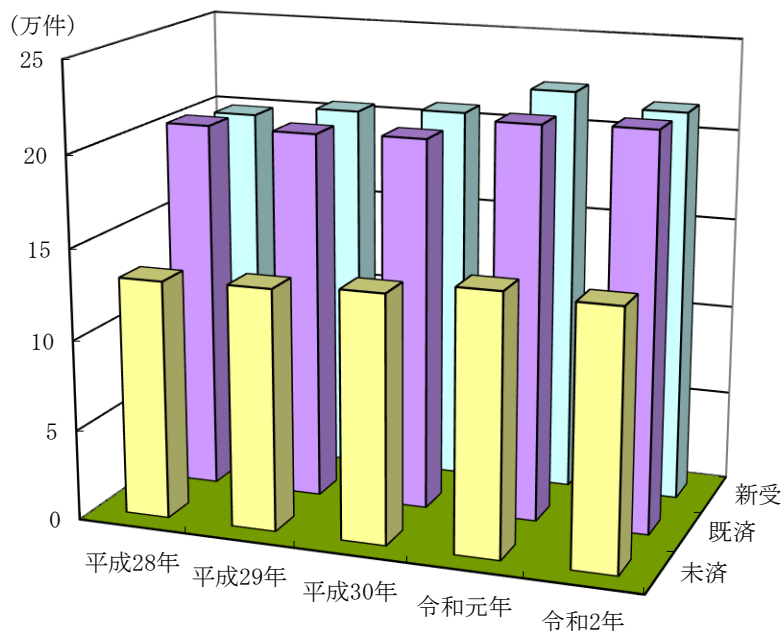
年次	新受	(指数)	既済	未済
平成28	198 898	100	203 728	131 635
29	204 840	103	203 272	133 203
30	207 931	105	204 716	136 418
令和元	223 246	112	216 412	143 252
2	215 868	109	217 850	141 270

注) 少額訴訟債権執行事件を含まない。

表11 不動産等執行事件数の最近5年間の推移

年次	新受	(指数)	既済	未済
平成28	23 510	100	25 414	16 837
29	21 969	93	23 312	15 494
30	21 595	92	21 632	15 457
令和元	21 272	90	21 204	15 525
2	17 705	75	17 883	15 347

図6 民事執行事件の新受・既済・未済事件数の推移



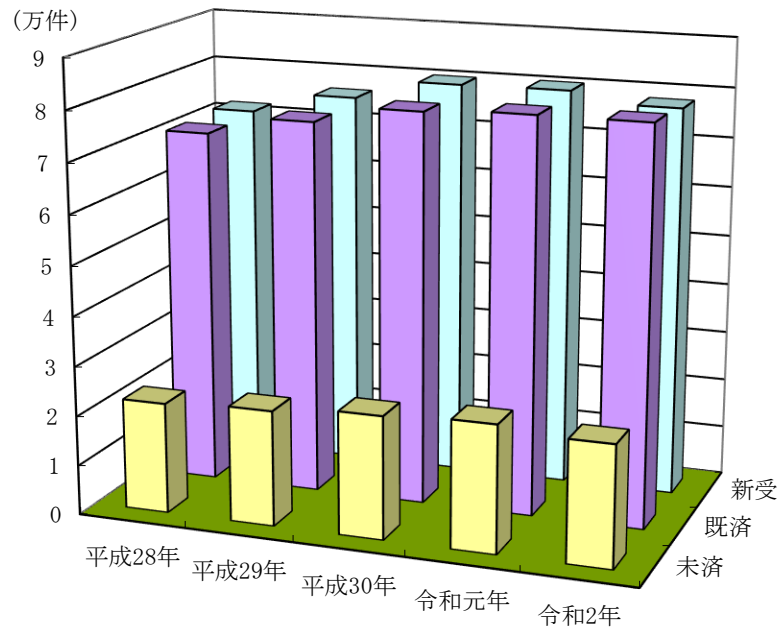
第5 破産事件

令和2年の破産事件の新受事件数は7万8104件であり、令和元年と比較すると2.6%の減少を示している(表12, 図7)。

表12 破産事件の受理区分

受理区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
新受総数	71 840	76 015	80 012	80 202	78 104
(指数)	(100)	(106)	(111)	(112)	(109)
自 然 人	64 872	68 995	73 268	73 292	71 838
うち自己破産	64 639	68 792	73 099	73 095	71 678
法 人・その他	6 968	7 020	6 744	6 910	6 266
うち自己破産	6 759	6 848	6 583	6 743	6 085

図7 破産事件の新受・既済・未済事件数の推移



第6 民事再生事件

令和2年の再生事件の新受事件数は109件であり、令和元年と比較すると24.8%の減少を示している。

小規模個人再生事件の新受事件数は1万2064件であり、令和元年と比較すると5.5%の減少を示し、給与所得者等再生事件の新受件数は777件であり、令和元年と比較すると6.4%の減少を示している（表13）。

表13 民事再生事件数

年次	事件の種類	新受	既済	未済
平成28	再生事件	151	196	317
	小規模個人再生事件	8 841	8 242	4 062
	給与所得者等再生事件	761	739	381
29	再生事件	140	179	278
	小規模個人再生事件	10 488	9 543	5 007
	給与所得者等再生事件	796	796	381
30	再生事件	114	157	235
	小規模個人再生事件	12 355	11 473	5 889
	給与所得者等再生事件	856	813	424
令和元	再生事件	145	122	258
	小規模個人再生事件	12 764	12 628	6 025
	給与所得者等再生事件	830	851	403
2	再生事件	109	152	215
	小規模個人再生事件	12 064	11 948	6 141
	給与所得者等再生事件	777	764	416

第 7 利用上の注意

- 1 統計表の数値は、特に断りのない限り件数を表す。
- 2 本概要版における「第一審通常訴訟」の範囲
 - (1) 簡裁の場合は、「(ハ)通常訴訟事件」である。
 - (2) 地裁の場合は、「(リ)通常訴訟事件」である。
- 3 数値は、令和 3 年 6 月末日現在でそれまでに報告があった数値を基準に取りまとめたものである。
- 4 数値は、司法統計年報の公表後、異同訂正が生じることがある。